

○標準貨物自動車利用運送（引越）約款（平成二年運輸省告示第五百八十号）（抄）

改正案

現行

第一章 総則

第一章 総則

（適用範囲）

（適用範囲）

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業者が行う荷物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸し切つて行う荷物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二条 （略）

第二条 （略）

第二章 見積り

第二章 見積り

（見積り）

（見積り）

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の受取日時及び引渡日
- 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の受取日時及び引渡日
- 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

六 解約手数料の額

六 解約手数料の額

七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

八 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容

八 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容

九 その他見積りに関し必要な事項

九 その他見積りに関し必要な事項

3 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

3 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み又は取卸し作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

5 当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。）を請求しません。

5 当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。）を請求しません。

6 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を

6 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を

7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章（第七章）（略）

第八章 運賃等

第十八条（略）
第二十条（略）

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条 当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限りません。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

- 一 見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等（料金にあつては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内。
- 二 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等の三十パーセント以内。
- 三 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等の五十パーセント以内。
- 3 解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既の実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したものに限り。）を収受します。
- 4 第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

第九章（略）

附 則

1 | (施行期日)

この告示は、平成三十年六月一日から施行する。
(経過措置)

2 | この告示の施行前に見積書が発行された引越運送及びこれに附帯するサービスに係る標準引越運送約款、標準貨物自動車利用運送（引越）約款及び標準貨物軽自動車引越運送約款については、なお従前の例による。

7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章（第七章）（略）

第八章 運賃等

第十八条（略）
第二十条（略）

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条 当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前日又は当日に行われたときに限りません。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。
(新設)

- 一 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積書に記載した運賃の十パーセント以内。
- 二 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積書に記載した運賃の二十パーセント以内。
- 3 解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既の実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したものに限り。）を収受します。
- 4 第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

第九章（略）